

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第1号 特定生産緑地（宇治市）の指定の解除
（公園緑地課）…2
- 告示第2号 市道路線の区域の変更.....（建設総務課）…2
- 告示第3号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…2

公 告

- 公告第2号 国土調査による地図及び簿冊の作成
（建設総務課）…2
- 公告第3号 宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の
 方針の変更の縦覧.....（都市計画課）…3
- 公告第4号 宇治都市計画区域区分の変更の縦覧
（都市計画課）…3

監 査 委 員

- 公表第15号 随時監査の結果の報告.....3
- 公表第16号 定期監査の結果の報告.....3

農 業 委 員 会

- 公告第12号 農業委員会定例総会の招集.....4

公 営 企 業

- 公告第1号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定.....4

正 誤

- 2024年（令和6年）3月15日付け宇治市公報第2471号
4
- 2024年（令和6年）4月26日付け宇治市公報第2476号
5
- 2024年（令和6年）6月7日付け宇治市公報第2481号
5
- 2024年（令和6年）7月5日付け宇治市公報第2484号
5
- 2024年（令和6年）9月27日付け宇治市公報第2496号
5

告 示

宇治市告示第1号

特定生産緑地（宇治市）の指定の解除について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したため、同条第2項において準用する第10条の2第4項の規定により告示します。

なお、区域の解除図は、ホームページ及び宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和7年1月6日

宇治市長 松村 淳子

番号	位置	特定生産緑地の面積	備考
大-4	大久保町南ノ口地内	約0.15ha	一部解除

（揭示済）

宇治市告示第2号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年1月17日から14日間

令和7年1月17日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
横島町109号線	横島町一町田47番地の1 横島町一町田47番地の1	前	4.0 ~4.2	36.4	
		後	6.5		
	横島町一町田47番地の1 横島町一町田47番地の1	前	6.9 ~7.0	8.8	
		後	6.9 ~7.4		
大久保町2号線	大久保町井ノ尻26番地の1 大久保町井ノ尻27番地の1	前	4.7 ~4.8	9.3	
		後	6.0 ~6.1		
	大久保町井ノ尻26番地の1 大久保町井ノ尻27番地の1	前	4.9	24.0	
		後	6.5		

宇治市告示第3号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ

り、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年1月17日から14日間

令和7年1月17日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
横島町109号線	横島町一町田47番地の1	令和7年1月17日
	横島町一町田47番地の1	
横島町111号線	横島町月夜32番地の1	令和7年1月17日
	横島町月夜34番地の1	
大久保町2号線	大久保町井ノ尻26番地の1	令和7年1月17日
	大久保町井ノ尻27番地の1	
広野町170号線	広野町宮谷34番地の149 広野町宮谷19番地の4（右）	令和7年1月17日

公 告

宇治市公告第2号

国土調査による地図及び簿冊の作成について

宇治市南浦の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和7年1月17日

宇治市長 松村 淳子

- 1 地図及び簿冊の名称
小倉町南浦の一部の地籍図原図及び地籍簿原案
- 2 閲覧期間
令和7年1月20日から同年2月8日まで
- 3 閲覧場所
(1) 宇治市西小倉コミュニティセンター（令和7年1月20日、25日及び26日並びに同年2月8日に限る。）
(2) 宇治市建設部建設総務課（令和7年1月20日並びに土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、2の閲覧期間内に

- 、宇治市長に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧ができる時間は、2の閲覧期間中の10時00分から15時30分までとする。ただし、令和7年1月25日は10時00分から正午までとする。

宇治市公告第3号

宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年1月17日

宇治市長 松村 淳子

- 1 都市計画の種類
 - 宇治都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 縦覧場所
 - 宇治市都市整備部都市計画課

宇治市公告第4号

宇治都市計画区域区分の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年1月17日

宇治市長 松村 淳子

- 1 都市計画の種類
 - 宇治都市計画区域区分
- 2 縦覧場所
 - 宇治市都市整備部都市計画課



宇治市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年12月27日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
堀 明人

- 第1 監査の種類
 - 地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。
- 第2 監査の対象
 - 令和4年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。
 - 市有地貸付料収入状況（管財課）
 - 委託料支出状況（建設総務課）
 - 中学校施設使用料収入状況（教育総務課）
 - 源氏物語ミュージアム使用料収入状況（博物館管理課）
 - 複写機使用料収入状況（中央図書館）
 - 図書館資料提供費支出状況（中央図書館）
- 第3 監査の着眼点
 - 令和4年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和6年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年9月2日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年10月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり一部に定期監査における指摘事項について措置が講じられていない所属が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見受けられなかった所属については、次回定期監査においても指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

- 1 総務・市民協働部管財課
 - (1) 市有地貸付料収入状況について
 - 令和4年度の定期監査において、市有地貸付料について調定の遅れが見受けられたと指摘した。
 - 今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。
- 2 建設部建設総務課
 - (1) 委託料支出状況について
 - 令和4年度の定期監査において、一部の業務委託について、業務完了検査の遅れが見受けられたと指摘した。
 - 今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。
- 3 教育部教育総務課
 - (1) 中学校施設使用料収入状況について
 - 令和4年度の定期監査において、中学校施設使用料収入について、条例等の規定に基づく処理がされていないと指摘した。
 - 今回、指摘事項について調査したところ、事務処理手続きについて一部改善が見られたものの、使用料の納付時期や申請受付期間について、規則に基づく処理がされていない状況が見受けられた。
 - 適正な事務の執行について、早急に改善を図られるよう求める。
- 4 教育部博物館管理課
 - (1) 源氏物語ミュージアム使用料収入状況について
 - 令和4年度の定期監査において、源氏物語ミュージアム観覧料の減免の決定について、事務決裁規程に基づかない専決が見受けられたと指摘した。
 - 今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。
- 5 教育委員会中央図書館
 - (1) 複写機使用料収入状況について
 - 令和4年度の定期監査において、前回と同様、複写機使用料の調定及び入金遅れ、また現金保管上の不備も見受けられたと指摘し、適正な事務の執行を強く求めた。
 - 今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。
 - (2) 図書館資料提供費支出状況について
 - 令和4年度の定期監査において、前回と同様、支出負担行為の遅れが見受けられ、また納品図書の見取の遅れも見受けられたと指摘し、適正な事務の執行を強く求めた。
 - 今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年12月27日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
堀 明人

- 第1 監査の種類
 - 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。
- 第2 監査の対象

福祉子ども部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 学童保育協力金収入状況(子ども福祉課)
- 保育所給食費収入状況(保育支援課)
- 委託料支出状況(子ども福祉課、保育支援課、保健推進課)
- 補助金支出状況(子ども福祉課、保育支援課、保健推進課)
- 備品管理状況(保育支援課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、福祉子ども部子ども福祉課、保育支援課、保健推進課における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和6年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年10月1日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年11月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 子ども福祉課

(1) 学童保育協力金収入状況について

私債権管理について各部局間の連携を図りながら、統一かつ実効性のある債権管理手法の構築に向けて全庁的に検討を進められたい。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

2 保育支援課

(1) 保育所給食費収入状況について

私債権管理について各部局間の連携を図りながら、統一かつ実効性のある債権管理手法の構築に向けて全庁的に検討を進められたい。

(2) 委託料支出状況について

支出負担行為確認の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(3) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

3 保健推進課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第12号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第19回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和6年12月24日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和7年1月6日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 3 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 4 非農地通知の決定について
- 5 宇治市地域計画(案)に係る意見について
- 6 専決事項の報告
- 7 その他

(揭示済)

公営企業

宇治市上下水道事業公告第1号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、令和6年12月27日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和7年1月17日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第531号 京都住宅衛生

正誤

2024年(令和6年)3月15日付け宇治市公報第2471号中

ページ	欄	行	誤	正
2	右	下から19行目	に改め、同表西小倉育成学級の項中「60人」を「80人」に改め	に改め

2024年（令和6年）4月26日付け宇治市公報第2476号中

ページ	欄	行	誤	正
18	右	下から2 5行目	宇治市会告示	宇治市告示
18	右	下から1 行目	令和7年3月31日	令和6年9月30日
19	左	上から1 行目	宇治市会告示	宇治市告示
19	左	上から2 2行目	令和7年3月31日	令和6年9月30日

2024年（令和6年）6月7日付け宇治市公報第2481号中

ページ	欄	行	誤	正
2	左	上から2 0行目	令和7年3月31日	令和6年9月30日

2024年（令和6年）7月5日付け宇治市公報第2484号中

ページ	欄	行	誤	正
2	右	上から5 行目	令和7年3月31日	令和6年9月30日

2024年（令和6年）9月27日付け宇治市公報第2496号中

ページ	欄	行	誤	正
2	左	上から2 0行目	令和7年3月31日	令和6年9月30日